東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 第８条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(8)　(略) (9)　次長のうちからセンター長が指名する者　１人 (10)　(略) ２　(略) (事務) 第14条　センターの業務を遂行するため、研究支援課は、第５条第１項に定める施設、第７条、第10条及び第12条に定める委員会の事務を担当し処理する。 (協力事務) 第15条　第７条第１項第５号及び第６号に係る業務を遂行するため、次の各号に掲げる課又は室が各協力事務を担当する。 (1)　財務課は、全学的な管理計画に係る事務を担当する。 (2)　(略)	本則 第８条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(8)　(略) (9)　研究・財務戦略部長 (10)　(略) ２　(略) (事務) 第14条　センターの業務を遂行するため、研究・財務戦略部研究支援課は、第５条第１項に定める施設、第７条、第10条及び第12条に定める委員会の事務を担当し処理する。 (協力事務) 第15条　第７条第１項第５号及び第６号に係る業務を遂行するため、次の各号に掲げる課又は室が各協力事務を担当する。 (1)　財務・研究戦略部財務課は、全学的な管理計画に係る事務を担当する。 (2)　(略)	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。